

広陵町後援等名義使用承認事務取扱要綱

令和 7 年 1 1 月 1 4 日

広陵町告示第 5 7 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、町以外の団体等が行う事業（以下「事業」という。）に対し、町が後援及び共催（以下「後援等」という。）の名義の使用を承認するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 事業の趣旨に賛同し、その開催に当たって名義の使用をもって支援することをいう。
- (2) 共催 事業の企画又は運営に参加し、当該主催者と共同して責任の一部を分担することをいう。

(名義)

第 3 条 後援等において町が使用を承認する名義は、「広陵町」とする。

(承認の基準)

第 4 条 町が後援等名義の使用を承認する事業の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公益性が高く、町の施策に寄与するものと認められること。
- (2) 広く一般に公開されるものであること。
- (3) 主催者が当該事業を遂行する能力を十分に有すると認められるものであること。
- (4) 主催者が政治団体、宗教団体、思想団体及びこれに類する団

体でないこと。

(5) 政治、宗教、思想の活動等にかかわりがないと認められること。

(6) 専ら営利又は商業的宣伝を目的としていないと認められること。

(7) 開催場所が、公衆衛生、安全管理及び災害防止等について十分配慮されているものであること。

(8) 町内で開催されるものであること。ただし、文化又はスポーツに関するもの、町民の幅広い参加が期待できるものその他の魅力向上、活性化等が期待できるものである場合は、この限りでない。

(9) 入場料、参加費等が徴収される場合は、入場者、参加者等に過重な負担を負わせない適正な額であること。

(10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益につながるものでないこと。

(11) 法令及び公序良俗に反しないと認められること。

(12) その他町長が適切と認めるもの。

（申請）

第5条 後援等名義の使用承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業実施のおおむね2箇月前までに後援等名義使用承認申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

(1) 事業計画又は事業実施要項（共催の場合は、共催における業務分担が分かるもの）

(2) 事業に係る収支予算書

(3) チラシ、ポスター、ホームページ等事業実施の周知に用いる印刷物等の案

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(承認通知)

第6条 町長は、前条の申請を受理したときは、速やかに後援等名義の使用承認の可否を決定し、後援等名義使用承認（不承認）通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の承認に当たっては、必要な条件を付することができる。

(事業内容の変更)

第7条 前条第1項の承認を受けた者（以下「名義使用者」という。）は、当該承認に係る事業の内容に変更が生じたときは、直ちに町長に届け出なければならない。

(承認の取消し)

第8条 町長は、第6条第1項の承認を受けた事業が、第4条の基準を満たさなくなったと認められるとき、第6条第2項の規定により付した条件に違反したと認められるとき、又は偽りその他不正の手段により承認を受けたものであるときは、後援等名義使用承認取消通知書（第3号様式）により、当該承認を取り消すことができる。

(報告)

第9条 名義使用者は、事業終了後、速やかに後援等名義使用事業実績報告書（第4号様式）により、町長に報告しなければならない。この場合において、町長は、必要と認める書類の添付を求めることができる。

(共催名義に係る手続の特例)

第 10 条 第 5 条の規定による申請のうち、共催名義に係る申請は、当該申請に係る共催名義を使用しようとする事業の内容に関連する事務を所管する課等（以下「所管課等」という。）が受付し、当該所管課等の長は、当該申請の承認の可否の決定に際し必要な意見を付して後援等名義担当課に回付するものとする。

2 後援等名義担当課の長は、所管課等の長の意見を受け、当該申請の承認の可否について町長に諮るものとする。

3 第 1 項の規定は、第 7 条の規定による変更届出のうち共催名義に係る届出及び前条の規定による報告のうち共催名義に係る報告について準用する。

(その他)

第 11 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。